

豊平区地域部会 運営マニュアル(概要版)

1. 豊平区地域部会とは

- ・札幌市が主体となって札幌市内各区に設置されている協議体。
- ・豊平区は、有志の福祉関係事業所が集まって始めた「自立支援ネットワーク会議」が前身。
- ・豊平区で暮らす障害児者やその家族を含む、全ての豊平区民が暮らしやすい地域作りのため、関係者が顔の見えるネットワークを構築し、情報共有等を行い、地域課題の発掘・解決を行うことが役割。
- ・定期的に、定例会やチーム、運営委員会等の活動を行っている。

2. 運営委員会について

- ・12名の運営委員と、豊平区役所や委託相談支援事業所、豊平区社会福祉協議会が担う事務局とで構成。
- ・毎月開催され、豊平区地域部会の運営について協議、決定等をする場となっている。

3. 部会長・副部会長について

- ・各1名が運営委員の中から選出。
- ・任期は2年で再任は原則不可。
- ・主な役割は、札幌市自立支援協議会の全体会や連絡会、豊平区地域部会の代表者会議への出席、運営委員の任期管理等。

4. 運営委員について

- ・豊平区地域部会の円滑な運営を担うことを役割とし、事務局とともに運営委員会を構成する。
- ・任期は1期3年、再任は可とするが、通算で3期(最長9年)を限度とし、任期を各4名の3グループに分けて管理。(例 1グループ：就任1年目、2グループ：就任2年目、3グループ：就任3年目)
- ・毎年3月に新しい運営委員の選考を行うが、希望者はチームに所属していることを原則とし、任期途中や区分などで優先順位を決め、副部会長が管理する待機リストを基に選定。
- ・退職や転職の際は解任となり、所属事業所の別職員が引き継ぐことはできず、次の選考機会まで欠員とする。
- ・法人内異動で豊平区の事業所に所属の場合は、運営委員の所属を変更して引き継げるが、移動先が他区の場合は解任。

- ・出席率(4月から翌年2月の運営委員会及び定例会の合計)が7割に満たない場合は、任期途中であっても年度末をもって解任とする。

5. チームについて

- ・豊平区地域部会として取り組む必要がある事柄について、重点的に議論検討が進められるようチームを作り、地域作りに向けた活動を行う。
- ・「研修」「広報」「地域課題」「防災」の4グループに分かれて活動を行い、運営委員は必ずいずれかのチームへ所属。
- ・毎年度チーム活動報告書を作成し、その中の年間計画に基づいて活動し、チームで会議を実施した場合は議事録を作成し、運営委員会等で共有する。
- ・チームに所属している運営委員の中からチーム長を選任し、会議の議事進行やチーム加入希望者への対応等を行う。

6. 定例会について

- ・隔月1回程度の開催を予定し、豊平区内の構成員を対象に、スキルアップ等を目的とした研修、交流を目的とした茶話会などを実施。

7. 今後の流れ

- ・上記の内容を確認した上で、運営委員に就任したいと希望した場合は、直近か都合が合う日程(3月と9月を除く)で、1度に限り運営委員会を見学してもらう。
- ・見学後も就任希望の意向に変わりなければ、希望者の名刺を預かって待機者リストへ記載し、運営委員に空きができ、就任可能となったら連絡し、運営委員就任となる。